

堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱第11条第1項の規定により、次のとおり申し込みます。なお、『「すくすく教室」のご案内』の記載事項を遵守できない場合又はこの申込書に虚偽の記載があった場合は、利用の承認を取り消されても異議はありません。

また、利用承認の決定及び利用状況や債権等の管理のために、児童に関する情報、世帯状況、その他必要な情報等について、確認されることに同意します。一部負担金の減額・免除申請を行った場合は、減額又は免除の決定のため、生活保護の受給状況、児童の属する世帯の世帯員全員に係る市民税の課税状況、児童扶養手当の受給状況、その他必要な情報等についても、確認されることに同意します。なお、この同意については、世帯員全員の承諾を得ています。

さらに、上記内容及び申込みに係る提出書類に記載された内容のうち、当事業の利用に関して必要な情報については、当事業の運営及び児童の安全のために、運営事業者や学校等の関係機関と共有されることに同意します。

・着色部分について確認し、該当する箇所に記入願います。申し込み1世帯につき、1部必要です。

・黒色または青色のボールペン等でご記入ください。(鉛筆等、消えてしまう筆記具不可)

### ○世帯について

住所	〒	—	学校名	小学校	
保護者	氏名		児童からみた続柄	生年月日	携帯電話番号
	① (申込者)	(フリガナ)		S・H 年 月 日	
	②	(フリガナ)		S・H 年 月 日	
自宅電話番号	緊急連絡先(※1)	<名称>	<電話番号>		

※1 ・記入は任意です。申込書の内容を電話にて確認させていただく場合があり、保護者の携帯電話及び自宅の電話につながらない際に使用することがあります。

◀減額・免除申請について(※2)▶ 申請有無について選択してください。  申請する ・  申請しない

「申請する」を選択された場合は、以下のうち該当する申請理由の番号を右のカッコ内に記入してください。( )

1.生活保護法による被保護世帯(全額) 2.市町村民税非課税世帯(全額) 3.市町村民税のうち均等割額のみを負担する世帯(半額)

また、「申請する」を選択された場合は、ひとり親家庭に該当するかどうか選択してください。  該当する ・  該当しない

※2

・「申請する」を選択された場合は、堺市放課後子ども総合プラン事業の利用に係る一部負担金の減額又は免除について、堺市放課後子ども総合プラン事業実施要綱第18条の規定により申請したものとします。

・申請理由の1または2に該当する場合は一部負担金が全額免除、3に該当する場合は半額減額されます。

・当初申込期間から令和8年5月31日までに申請する方で、令和7年1月1日時点で課税地が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類を提出してください。また、令和8年6月1日以後に申請する方で、令和8年1月1日時点で課税地が堺市以外の場合は、その市町村長が証明する課税証明書類を提出してください。

(課税証明書類の裏面には、以下の情報を記入してください。①保護者氏名、②保護者電話番号、③小学校名、④児童氏名)

### ○利用申込児童について

氏名	生年月日	学年 (R8.4.1時点)	利用期間 (R9.3.31までの間)
① (フリガナ)	H・R 年 月 日	新 年	R8年4月1日～ R9年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)
② (フリガナ)	H・R 年 月 日	新 年	R8年4月1日～ R9年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)
③ (フリガナ)	H・R 年 月 日	新 年	R8年4月1日～ R9年3月31日 (年度途中の場合は修正し記入ください)

別紙児童状況調査票、減額免除関係書類も該当する場合は必要です(詳細はご案内P2・3参照)